

## まえがき

本書は、1991、92年度の2年間、アジア経済研究所において組織された「現代ベトナムと社会主义」研究会のメンバーによる共同研究の成果である。具体的には、本書は、ベトナムを「社会主义ベトナム」と認識することにより、その政治、法律、経済、社会・思想の各面を、とくに1986年以来今日に至るドイモイの過程を中心に考察した4本の論文より構成されている。それぞれの論文は、「ドイモイ下における国会の変容」(五島文雄・第1章)、「ベトナム法理論の転換過程における1992年憲法」(鮎京正訓・第2章)、「『規制された市場メカニズム』への移行—ドイモイ下の国営セクター改革の過程・現状・課題一」(竹内郁雄・第3章)、「社会主义ベトナムにおける宗教と国民統合」(今井昭夫・第4章)、である。

五島、鮎京、竹内、今井が上述した研究会の組織を構想したのは、ソ連・東欧の旧社会主义諸国が動乱の渦中にあり、その動向がベトナムのドイモイにも大きなインパクトを与えつつあった、1990年の比較的早い時期のことであった。当時のこうした状況に鑑み、研究会は、ベトナムを「社会主义ベトナム」、すなわちマルクス・レーニン主義を統治の原理とする国民国家のひとつとして把え、この観点から、ベトナムの過去、現状、今後の方向などを、政治、法律、経済、社会・思想の各面からいま一度考察し直すことを共通の課題として出発した。したがって、研究会は、当初は「社会主义ベトナム」の搖籃期から現在までの時期を、各テーマごとに、ある程度包括的に取り扱うことを意図していたといってよい。

しかし、研究会開催時の2年間におけるドイモイの進展のペースは、上述した4名の予想をはるかに上回るものであった。その結果、研究会における4名の議論と問題関心も、ベトナムを「社会主义ベトナム」として認識するという視座は維持しつつも、その考察を、とくに1986年以来のドイモイとの

関連において行うことへと次第に収束していった。その意味では、本書に結実した4本の論文は、それぞれが各論的な色彩の強いものとなったとはいえ、逆にいえば、それぞれのテーマをかなり詳細かつ具体的に論じたものとなつたこと、加えて、それがドイモイ自体の動向を比較的最近日までフォローしたものとなつたことなどの特色を有することにもなつた。本書がタイトルを『社会主義ベトナムとドイモイ』としたのは、こうした経緯を踏まえてのことである。

以下、各論文ごとに概要を紹介しておきたい。

周知のようにドイモイは、政治面では民主化・公開などにみられる諸改革を推進してきた。その一方で、ドイモイは、ソ連・東欧諸国の脱社会主义とも関連して、昨今は、そのさらなる改革の道を模索しているようにもみえる。第1章の五島論文「ドイモイにおける国会の変容」は、1964年以降の約30年の社会主義ベトナムにおける国会代表選挙と国会の活動とを考察の対象に据え、ドイモイ以前と以後の比較だけでなくドイモイ開始以降の変化にも注目することによって、この政治面におけるドイモイの深化の現状を理解しようと努めたものである。

五島は、まず国会代表選挙について、共産党の「指導性」保持の姿勢はドイモイの前と後とで基本的には同様であることを明らかにしたうえで、ドイモイの開始以降、選挙区数・立候補者数が増大したことにより、大衆の意見が国会選挙に反映しやすくなつたこと、またドイモイの過程では、従来の国会の形式主義に対する反省から、実質的な討議を可能とすべく国会代表の構成にも大きな変化が生じたこと、ここから、共産党が国会に対し階級的観点を弱めつつあるとみられること、今後については、1992年の国会代表選挙では活かされなかつたものの、新選挙法が「個人の立候補権」を再び容認したことが国会代表選挙におけるいっそうの民主化を促す可能性となりうることなどを論じている。

他方、国会の活動については、共産党指導部は、ドイモイの開始当初から、

国会代表が有権者と接触し民意を反映した議論を行い、党・幹部批判を含め積極的に発言し、党決議などについても主体的に意見を述べるよう指導し国会内の民主化を図ってきたこと、またドイモイの過程では、国会の討議内容や採択結果のマスコミによる公表を通じて国会が国民の身近な存在となったこと、国会の国家計画や予算に対する審議決定権が大幅に拡大されたこと、また国会が立法機関としての機能を実質的に發揮しうるよう制度的改編が施されたこと、今後については、共産党の指導的幹部で占められ法令の公布権限を有する国会常設機関の廃止は、1992年憲法の制定過程では政治的安定の観点から見送られたものの、将来は廃止されるべきとの意見まで全面否定されたのではない以上、今後改めて議題に上る可能性があることなどを指摘している。

以上のような考察を通じて、五島は政治とドイモイ全体との関連で次の2点を強調している。第1は、1992年憲法には「プロレタリア独裁国家」であるとの規定はなくなったものの、第IX期国会代表選挙の立候補者最終決定に対しても共産党の指導が保障され、国会代表もその大多数が党员であるという事実から、ベトナムが今なお「プロレタリア独裁国家」であり、国会の民主化は実質的には「党内民主の拡大」という側面が強いこと、第2は、しかし、こうした色彩がなおも強いとはいえ、国会代表の階層別・階級別構成が大きく変化したことが国家の性格にもいざれ反映してくる可能性があることである。

ドイモイの進展に適合すべく、法律面では1992年4月に従来の1980年憲法が改正された。第2章の鮎京論文「ベトナム法理論の転換過程における1992年憲法」は、この1992年憲法、また同憲法と前後して現れてきた、ベトナムにおけるさまざまな法的諸概念を検討することにより、社会主義ベトナムの現在の法と政治をめぐる状況を考察したものである。

鮎京の観点に従えば、この改正憲法の最大の特徴は、「人権」概念を初めて取り入れた点にある。「人権」概念については、従来ベトナムでは、他の社会主義諸国と同様、憲法上は「市民の基本的権利」という用語が一般に採用さ

れ、「人権」という用語は用いられてこなかった。なぜなら「人権」概念は、「人一般」の「権利」を意味する、現実の階級的な支配従属関係を隠蔽する概念であり、したがって「ブルジョア的」なそれであるとして批判されてきたからである。

1992憲法の改正を準備する過程では、「人権」概念を憲法に規定すべきであるという考え方方が台頭した。この「人権」概念は、複数に及んだ憲法諸草案のなかで変遷してゆく過程で、当初の案とはかなり異なるものとなったとはいえ、最終的には1992年憲法に規定されるところとなった。

こうした変化は、人権総論の領域に現れただけではなく、さらに人権各論においても幾多の変更をもたらすことになった。たとえば、草案の段階では、「ストライキの権利」を含む、従来のベトナム憲法史のなかでは積極的な位置づけを与えられてこなかった権利カタログまでもが議論された。この「ストライキの権利」規定は草案段階で消えてゆくが、こうした点から起草者たちの問題の関心の所在を読み取ることができる。

改正憲法の制定の時期と前後して、これまで「ブルジョア的」な「法学的世界観」の表れであるとして否定されてきた、「法治国家」、「立憲主義」といった法原理も強調されるようになった。同様に「権力分立」概念の採用も検討され始めているのが実情である。このことは、全般的にいって、従来の伝統的なベトナム社会主義法が原理的に転換し始めたことを意味している。今日、「行政裁判所」の設立も議論され、行政機関と市民との間に生ずる紛争を解決するための手段も模索され始めるなど、法改革が開始されるに至っている。

鮎京は、ただし、1992年憲法をドイモイ推進派（改革派）と保守派の妥協の産物として理解しており、したがって、1992年憲法は、論理的に矛盾・対立する規定が多くあり、今後のドイモイの推移のなかでいずれ大きな変更を伴わざるをえないと考えている。

経済面では、ドイモイは、投資政策の変革、経済主体の所有形態の多様化、経済運営システムの転換、そして対外開放化政策の導入などにみられる、さまざまな改革を経験してきた。第3章の竹内論文「『規制された市場メカニズ

ム』への移行－ドイモイ下の国営セクター改革の過程・現状・課題－」は、このドイモイ下の社会主义ベトナムの経済運営システムの転換の過程を、その一環である国営セクター改革の様相について、J・コルナイ (J. Kornai) の諸論を援用することにより、具体的に論じたものである。

ドイモイは、昨今、積年の課題であった経済安定化に成功しつつある。しかし、ドイモイは、その一方で、なおかつ解決されるべき問題を数多く抱えている。竹内が検討の対象に据えた国営セクター改革はその最たるものであり、そこで形成された市場メカニズムは、市場メカニズムと呼ぶにはなお程遠い側面が多々みられる。

竹内によれば、ドイモイ下のシステム転換の過程は、西側で観念される「市場メカニズム」への移行の過程であったというよりも、「国家の管理の下での市場メカニズム」への移行と称されるように、むしろ党・政府の定める「工業化路線」の遂行を前提とした、従来の「規制」システムとはいまひとつ別の「規制」システムへの転換の過程であった。国営セクター改革においては「重点主義」の貫徹として現れた、この「規制」の存続は、したがって、旧システム下で普遍的にみられた企業と上級機関との間の行政的な支配従属関係、その表現である「ソフトな予算制約」を、さまざまな形態で存続させてもきた。

1990年半ばからの国営セクター改革の新たな動き、すなわちリース化、解体、試験的株式化などは、いずれも広義の「所有転換」を日程に乗せつつあるという意味で、財政・金融のさらなるハード化＝市場メカニズムへのさらなる移行の動きとして評価することができる。しかし、この過程もやはり「規制」をなおかつ是とする経済運営システムへのさらなる転換の過程でもあるがために、現状では、改革それ自体を不十分なものにしている。

別の角度からみれば、このような「規制」の存続は、ある意味では工業化路線をも含む従来の社会主义経済に対する発想全体の刷新を不首尾にしてきたのだともいうことができる。上述した「所有転換」に関する意識変革の困難性は、換言すれば、そのひとつの表れなのである。今後、ベトナムが改革＝

市場経済化をさらに推進してゆくには、したがって、この「規制」に対する発想の転換が必要とされよう。平たくいえば、「規制」=政府の役割は、究極的には「工業化路線」に係わるそれをも含めて、「市場の失敗」と呼ばれる分野に極力限定されてゆくべきである、というのが竹内の主張である。

ドイモイは、政治、法律、経済面のみならず、社会・思想面にも大きなインパクトを与えてきた。第4章の今井論文「社会主义ベトナムにおける宗教と国民統合」は、ベトナム民主共和国（いわゆる「旧北ベトナム」）と南北統一後今日までのベトナム社会主义共和国における、ベトナム共産党・国家の宗教政策・宗教工作の推移をたどり、宗教を政治的にどのように統合してきたのかを通じて、社会主义ベトナムの「国民（意識）統合」の在り方を考察したものである。

従来のベトナムの宗教研究の多くは1945年の「八月革命」以前の時期を研究対象としてきたため、「八月革命」後のことについて論及したものはきわめて少なかった。換言すれば、ベトナム現代史における宗教問題は、旧サイゴン政権下のそれを除いて、これまでほとんど触れられてこなかったのが実情である。今井論文は、その数少ない試みのひとつであるが、単に宗教政策・宗教工作の変遷を跡付けるだけでなく、ベトナム現代史における文化統合の問題を宗教との関連で検討しようとした点に特徴がある。

ベトナムは無神論をその哲学とする共産党による政権であるから、当然のことながら宗教と政治の目的が一致している宗教国家ではないし、また特定の宗教を操作して国民統合に利用することもない。むしろ、各宗教・宗教勢力をいかにして統御し国民統合を進めるかが課題とされてきた。今井によれば、党・国家は宗教に次のように対応してきた。まず民間宗教については、抑制と差異化が行われ、大衆の意識と生活の革命的再編成が目指された。次いで成立宗教については、党・国家シンパの宗教内組織がカトリック、仏教、プロテスタントで結成され、これら組織を通じて宗教の統御・統合が図られてきた。他面、宗教側からのこれら組織への反発も生じている。この問題はベトナムにおける宗教と政治の間の最大の問題となっている。

ドイモイ下では、宗教活動の制約が以前と比べて緩和され、宗教が盛んになっている。この点について今井は、従来の宗教政策・宗教意識からどのような転換がなされてきているのかを検討している。ドイモイ以前に支配的であった「宗教は人民のアヘン」であるとする見方に批判的な意見が出てきており、むしろ宗教を国民統合に利用・活用すべきであるとするものが出てきている。民間信仰・民俗行事も復活しつつあり、「民族文化」・「伝統文化」の尊重ということで容認されている。このように、ドイモイ下では、宗教をめぐる状況がかなり変化しており、宗教への対応の転換が迫られていることを今井は示唆している。

昨今は、ベトナムに対する関心の高まりを背景に、ベトナム関係の啓蒙書・研究書が多数出版されるようになった。そのなかで本書の独自性を端的に語るとすれば、それは、上述した4名が、現在進行中のドイモイを、文頭で述べたようなコンセンサスに基づいて、批判的に考察した産物である、ということであろう。

もちろん4本の論文は、ドイモイの論じ方について相違がある。たとえば、第1章の五島、第2章の鮎京は、ドイモイの政治面・法律面における現在の到達点を評価したうえで、それとの対比で問題点・課題を指摘しているのに対し、第3章の竹内は、ドイモイの経済面における成果をある意味では与件として、むしろその問題点・課題それ自体にスポットをあてるなどを主眼としている。さらに第4章の今井は、考察のタイムスパンを他の論文よりも長期に設定したこともあり、上の3つの論文と比べた場合、むしろドイモイ以前とドイモイ開始以降とのコントラストを示すことを第一義に置いている。

こうした相違があるとはいえ、4本の論文は、他面、いずれもドイモイを推進してきたベトナムの現状をこれで良いとは決して考えておらず、改革はさらに継続されてゆくべきであるという認識を最大公約数的に共有したものとなっている。その詳細についてはそれぞれの論文に直接にあたっていたくだくことを期待するほかないが、少なくともその雰囲気については上で紹介

した各章の概要から感じ取っていただけるものと思う。

したがって、本書は、このような意味で、五島、鮎京、竹内、今井の共同の成果であり、出版に際しては4名が共同で責任を負うものである。結果的には五島と竹内が編者として名を連ねることになったが、これは単に装丁上の便宜にすぎない。もちろん、本書において4名が扱ったテーマは、なおつめられてゆくべき課題を残してもいる。この点については、忌憚のないご意見・ご批判を賜りたいと同時に、4名それぞれもさらに考察を重ねてゆく予定である。

本書の刊行に至るまでには、多くの方々にお世話になった。

まず、共同研究会開催の過程では、講師あるいはコメンテイターとして、三尾忠志（大東文化大学教授）、木村哲三郎（亜細亜大学教授）、村野勉（アジア経済研究所研究主幹）、ドオ・ロク・ジエップ（ベトナム北米経済研究所所長）、糸賀滋（アジア経済研究所在タイ海外調査員）、出井富美（同資料・情報相談室長）、ホー・ホアン・ホア（ベトナム社会学研究所研究員）、トラン・ヴァン・トゥー（桜美林大学教授）、加藤則夫（NHKベトナム語班）、佐藤いづみ（ベトナム研究家）、古田元夫（東京大学助教授）、岩波高夫（通産省資源エネルギー庁）、大泉啓一郎（さくら総合研究所研究員）、島根良枝（日本総研研究員）の諸先生・方々のご参加を得、貴重なご意見を賜った。とくに、加藤則夫、岩波高夫、大泉啓一郎の方々には、実質上のオブザーバーとして、研究会の定例会には、ほぼ毎回お越しいただいた。また、アジア経済研究所広報部編集第一課の方々、アジア経済出版会の方々には、本書の校正・出版に際し、多大なご助力を賜った。この場を借りて、厚く御礼申し上げたい。

1994年11月

編 者